

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和2年度介護給付費及び障害児給付費等算定に係る  
体制等に関する届出書の提出について（通知）

介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、通常、算定を開始する前月の15日以前に提出された場合には、翌月1日から算定することとされています。

ただし、前年度または前年度末日の実績に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるものについては、県が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日に遡っての算定を認めることとしています。

該当がある場合は、下記により遅滞なく届出いただきますようお願いします。

記

## 1 届出期限

令和2年4月15日（水）【必着】

## 2 届出書類（様式等は岐阜県公式ホームページに掲載しています）

岐阜県公式ホームページ

（障害者総合支援法関係・様式等）

[https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index\\_4812.html](https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/index_4812.html)

（児童福祉法関係・様式等）

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/shogaisha/horei/11226/zidou.html>

## 3 届出先

- (1) 岐阜圏域（羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町）  
に所在する指定事業所・施設  
岐阜市内に所在する指定障害児入所施設

→ 岐阜県 岐阜地域福祉事務所 地域福祉第二係  
 (〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁2階)

**(2) 上記(1)以外の指定事業所・施設**

→ 岐阜県健康福祉部 障害福祉課 事業所指導係  
 (〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階)

**4 年度当初の点検を要する報酬・加算等(前年度の実績が算定要件)**

人員配置体制加算や視覚・聴覚言語障害者支援体制加算等、**前年度の実績が報酬・加算の算定要件とされているものについては、年度当初において必ず自己点検を行ってください。**自己点検を行った結果、**変更がある場合は、令和2年4月15日(水)までに届け出てください。**なお、必要に応じて提供いただく場合がありますので、届出の有無にかかわらず、前年度実績に基づいた見直し結果の積算資料は必ず保管してください。

<年度当初の点検が必要な報酬・加算等>

サービス名	報酬・加算名
生活介護	1. 人員配置体制加算 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 3. 就労移行支援体制加算
施設入所支援	1. 夜勤職員配置体制加算 2. 重度障害者支援加算 3. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 2. 就労移行支援体制加算
宿泊型自立訓練	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 2. 地域移行支援体制強化加算 3. 通勤者生活支援加算 4. 夜間支援等体制加算
就労移行支援	1. 基本報酬(就労定着率区分) 2. 移行準備支援体制加算(I) 3. 就労支援関係研修修了加算 4. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算
就労継続支援A型	1. 基本報酬(平均労働時間区分) 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 3. 重度者支援体制加算 4. 就労移行支援体制加算
就労継続支援B型	1. 基本報酬(平均工賃月額区分) 2. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

	3. 重度者支援体制加算 4. 就労移行支援体制加算 5. 目標工賃達成指導員配置加算
就労定着支援	1. 基本報酬(就労定着率区分) 2. 就労定着実績体制加算
共同生活援助	1. 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 2. 通勤者生活支援加算 3. 夜間支援等体制加算 4. 看護職員配置加算
地域相談支援(地域移行支援)	1. 基本報酬(地域移行支援サービス費)
児童発達支援	1. 基本報酬(未就学児等支援区分) 2. 看護職員加配加算
放課後等デイサービス	1. 基本報酬(障害児状態区分) 2. 看護職員加配加算

上記のほか、職員配置の変更等により各種報酬・加算の算定に変更がある場合は届け出てください。

<注意点>

(1) 就労移行支援

■基本報酬（就労定着率区分）

- ・令和2年2月より、就職日や届出時点で雇用が継続していることが確認できる書類（雇用契約書、労働条件通知書又は雇用契約証明書の写しなど）の添付が必要である。

(2) 児童発達支援

■未就学児等支援区分

- ・前年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の延べ利用児童数全体に占める未就学児の割合の実績に基づいて適用する報酬区分を決定する。
- ・当該報酬区分の変更に伴い、児童指導員等加配加算（Ⅱ）の算定要件を満たすこととなった場合、届出期限は同様に取扱う。

(3) 放課後等デイサービス

■障害児状態等区分

- ・平成31年4月から令和2年2月までの11か月の延べ利用児童数全体に占める指標該当児の割合の実績に基づいて適用する報酬区分を決定する。
- ※新型コロナウイルス感染症による取扱い（令和2年3月6日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課通知）を参照のこと。
- ※ただし、令和元年度（平成31年4月から令和2年3月）の利用実績を用いることにより区分1となる事業所については、令和元年度実績を用いることとして差し支えない。

- ・令和元年度に「区分1の1」又は「区分1の2」を算定している場合は、算定区分の変更の有無に関わらず届出すること。
- ・当該報酬区分の変更に伴い、児童指導員等加配加算（Ⅱ）の算定要件を満たすこととなった場合、届出期限は同様に取扱う。

## 5 その他留意事項

- （1）「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」は、毎年度、届出が必要となりますので、該当事業所は令和2年4月15日（水）までに提出してください。
- （2）職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減少する場合、必ず事前に届出を行ってください。**届出することなく、そのまま給付費の請求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず、行政処分を行う可能性があります。加算の算定要件や人員配置区分を十分に確認願います。**
- （3）福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについては、令和2年3月13日付け障第1326号「令和2年度福祉・介護職員処遇改善加算等に関する届出等について（通知）」及び令和2年3月6日付け事務連絡「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例について」を参照ください。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	奥 村	担 当	山 中
電 話	058-272-1111 内 2615		
F A X	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		
所 属	岐阜県岐阜地域福祉事務所 福祉課地域福祉第二係		
係 長	大 野	担 当	永野・高木
電 話	058-272-8287（直通）		
F A X	058-278-3526		
E-mail	<a href="mailto:c22801@pref.gifu.lg.jp">c22801@pref.gifu.lg.jp</a>		